

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和5年度札幌市こども緊急サポートネットワーク事業運営業務
発 注 課	子) 子育て支援課
選 定 事 業 者	特定非営利活動法人 北海道子育て支援ワーカーズ
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>当該事業は、国が規定する13の地域子ども・子育て支援事業のうち、子育て援助活動支援事業に該当する事業で、安定した事業を提供していくためには、緊急時や病児・病後児預かり、宿泊を伴う預かりに対応するスキルを持った人材の確保が必要であり、特に提供会員については、0歳から小学校6年生までの子どもを育てているすべての家庭が当該事業の対象となるため、国や本市の実施要綱・基準を満たし、本市の会員規模でも安定した運営ができる事業者との契約が必要不可欠である。</p> <p>この条件を全て満たす事業者としては、当市の地域子育て支援拠点事業としてひろば型子育てサロンを1番多く実施するなど、地域に密着した子育て支援事業を実施し、現在の会員規模にも対応が可能な組織を有し、従前、国から委託を受けて同事業を実施し、緊急時や病児・病後児預かり、宿泊を伴う預かりに関する様々なノウハウを蓄積しているNPO法人北海道子育て支援ワーカーズのみである。</p> <p>また、当該事業者は広く各種子育て支援事業も行っていることを踏まえると本事業の目的に照らし、相応の資力、信用、技術、経験等を有していることから、同事業者を選定することが業務遂行上円滑かつ合理的と判断する。</p> <p>なお、当該事業者は、本市から委託を受けた平成22年度から令和4年度まで大きな事故もなく、安定した運営実績を残している。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和5年2月14日